

公募型プロポーザルに関する質問と回答

令和7年6月10日

日向市 建設部 都市政策課

業務名：令和7年度 日向市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務委託

※番号は、提出順、質問は提出された文章をそのまま記載しています。

番号	項目	質問	回答
1	審査基準表 評価項目：企業の 業務実績	『同種業務の実績』の「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定業務（改訂業務を含む）を、それぞれ受注した実績」は、「都市計画マスタープランの策定業務（改訂業務を含む）」と「立地適正化計画の策定業務（改訂業務を含む）」実績のそれぞれが5例以上あれば5点でしょうか。 それとも合わせて5例以上で5点でしょうか。	それぞれが5例以上あれば5点となります。
2	実施要領 9参加表明手続 (5)④	「令和2年以降（都市再生特別措置法改定にて、令和2年9月7日に施行された防災指針を含む計画）の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を一体の計画書として策定または改訂した業務」は業務内で都市計画マスタープランと立地適正化計画の一体化を検討した業務は実績の対象になるのでしょうか。	一体化を検討した業務は対象外となります。 一体の計画書を策定または改訂した業務が対象です。
3	実施要領 9参加表明手続 (5)④	「都市計画マスタープランまたは立地適正化計画を策定または改訂した業務」は何年度以降という条件はないでしょうか。	立地適正化計画を策定または改訂した業務については、令和2年以降の防災指針を含む計画に対する業務が対象となります。 都市計画マスタープランを策定または改訂した業務については、年度の条件はありません。
4	実施要領 12プレゼンテーション及びヒアリングの実施 (5)	『参加者を特定できる表示をしてはならない。』とありますが、会社名を記載しただけでよいでしょうか。また、技術提案書も同様と考えてよいでしょうか。	参加者を特定できる名称を表示しないでください。技術提案書も同様です。

番号	項目	質問	回答
5	実施要領 1 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施 (2)	主任技術者とは管理技術者のことでしょうか。	お見込みのとおり、主任技術者は管理技術者となります。
6	実施要領 1 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施 (4)	PowerPoint 等による画面共有を行いながら説明することは可能でしょうか。また、その際は提案書の要約版を用いて説明してもよいでしょうか。	可能です。要約版を用いて説明いただいても構いません。審査基準に基づいて審査されることを念頭にご説明ください。
7	実施要領 1 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	審査員の構成と人数の想定はございますか。	現時点では、審査の公平性の観点もあり、回答することができません。 なお、審査会の設置規定につきましては、日向市プロポーザル方式実施要綱第5条に規定しております。 下記のリンクをご参照ください。 https://www.hyugacity.jp/reiki_new/reiki_honbun/q607RG00001264.html
8	実施要領 1 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	審査員はどのような環境で説明を視聴することを想定されていますか。(例：全員が一つのスクリーンに投影された映像を視聴する、個別の PC またはタブレットで視聴する、マイクは一つか、各自か 等)	個別の PC で技術提案書を確認しながら、全員が1つのスクリーンに投影された映像を視聴することを想定しています。また、マイクについては、各審査員に用意する予定です。
9	様式第9号 企業の業務実績 2、3	都市マスと立適を個別に策定または改定した業務の履行期間に指定はありますか。	履行期間に指定はありません。
10	審査基準表 評価項目：予定技術者の技術力と実施体制	実施体制の中に含まれる管理技術者の資格要件として、『主たる担当技術者の取得資格について、以下の…』と記載がありますが、“管理技術者”の取得資格のことでしょうか。	ご質問のとおり、管理技術者の取得資格となります。
11	特記仕様書 第2章3(4)	各会議の回数や時期は、は事業者の提案で良いでしょうか。	発注者と受注者で協議の上、各会議の回数や時期を決めていく予定としております。 なお、初回の外部策定委員会につきましては、9月末までに開催したいと考えております。